

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	5	府 省 庁 名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局に係る不動産取得税に関する特例措置		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ○地域連携薬局 入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局 ○専門医療機関連携薬局 がん等の専門的な薬学管理に他医療提供施設と連携して対応できる薬局 → 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）（以下「改正薬機法」という。）により、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、都道府県知事の認定により名称表示が可能となる薬局 ※ 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定要件は本年秋頃省令公布予定。 ・ 特例措置の内容 中小企業者が取得する地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税に関して、不動産価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を創設する。		
関係条文	地方税法附則第11条第13項、地方税法施行令附則第7条第21項、地方税法施行規則附則第3条の2の18		
減収見込額	[初年度] — (▲51.0) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	（1）政策目的 地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の用に供する不動産を取得した場合に、当該不動産に係る不動産取得税を減免する特例措置を講じることにより、地域における認定薬局の整備を進め、患者が地域で様々な療養環境における一元的・継続的な薬物療法の提供、患者のがん等の専門的な薬学管理について他医療提供施設と連携した対応を推進する。 （2）施策の必要性 ○認定薬局制度の推進の必要性 ＜現状の課題＞ ・ 近年、高齢化が進展し、新薬等の開発が進む中、多剤投与による副作用の懸念の高まり、薬物療法において特に副作用に注意を要する疾病（がん、糖尿病等）を有する患者の外来治療へのシフトなどが見られる。 ・ また、医療機関の機能分化、在宅医療や施設・居住系介護サービスの需要増等が進展する中で、患者が地域で様々な療養環境（入院、外来、在宅医療、介護施設など）を移行するケースが増加している。 ・ 薬剤師・薬局は、このような状況の変化に対応し、地域包括ケアシステムを担う一員として、医療機関等の関係機関と連携しつつ、その専門性を発揮し、患者に安全かつ有効な薬物療法を切れ目なく提供する役割を果たすことが求められている。 ・ このような状況に適切に対応するためには、臨床現場で専門性が高く、実戦的な経験を有する医療機関の薬剤師が中心的な役割を果たしつつ、地域の実情に応じて、一定の資質を有する薬局の薬剤師が医療機関の薬剤師と連携しながら対応することが求められる。 ＜薬機法等制度改正に関するとりまとめ＞ ・ 上記の課題を踏まえ、「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」（平成30年12月25日厚生科学審議会		

	医薬品医療機器制度部会)において、「患者が自身に適した機能を有する薬局を主体的に選択できるよう、薬局開設許可に加え、特定の機能を有する薬局を法令上明確にし、当該機能を果たしうる薬局であることを示す名称の表示を可能とすべき」とされ、改正薬機法においても以下のとおり位置づけられた。 ○地域連携薬局 入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局 ○専門医療機関連携薬局 がん等の専門的な薬学管理に他医療提供施設と連携して対応できる薬局 ・これらの薬局を患者が選択することで、患者が地域で様々な療養環境（外来、入院、在宅医療、介護施設など）を移行する場合や、複数の疾患を有し、多剤を服用している場合にも、自身に適した安全かつ有効な薬物療法を切れ目なく受けられることが期待できる。 ・また、薬局の機能が明示され医療機関等と薬局との間での情報連携が進み、患者に対する一元的・継続的な薬物療法の提供、地域の医療提供体制及び地域包括ケアシステムの構築が推進されることで、患者にとってよりよい医療が提供されることから、認定薬局の整備を進めていくことは公益性が高いものであると考えられる。 ○税制措置により推進する必要性 ・今般、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の要件としてプライバシーを確保した相談スペースを求める予定であり、中小企業者の薬局が地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局を目指すにあたっては、これに要する費用が負担になると考えられる。 ・また、認定薬局については、次のとおり都道府県がその実情に応じて主体的に取り組むものである。 1) 都道府県が認定薬局の認定の業務、指導権限を有していること。 2) 都道府県が地方薬事審議会の意見を聴いて、認定薬局の認定、認定更新を行うこと。 3) 都道府県が策定する医療計画において、認定薬局の情報が活用されることが期待されること。 ・認定薬局の整備を進めることにより、実現が見込まれる医療機関等と薬局との情報連携は、患者に対する一元的・継続的な薬物療法の提供、地域の医療提供体制及び地域包括ケアシステムの構築に資するものである。 ・地方税の不動産取得税の軽減措置が、中小企業者において地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定を受けようとする際の財政支援として適切であると考えられる。
本要望に対応する縮減案	—

ページ

5—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策評価】 基本目標 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるようにすること 施策目標 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること。（I－6－2）医薬品の適正使用を推進すること。（I－6－3） 【閣議決定等】 ・薬機法等制度改革に関するとりまとめ（平成30年12月25日厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会） 今後、地域包括ケアシステムの構築が進む中で、薬剤師・薬局がその役割を果たすためには、各地域の実情に応じ、医師をはじめとする他の職種や医療機関等の関係機関と情報共有しながら連携して、患者に対して一元的・継続的な薬物療法を提供することが重要である。 患者が自身に適した機能を有する薬局を主体的に選択できるよう、薬局開設許可に加え、特定の機能を有する薬局を法令上明確にし、当該機能を果たしうる薬局であることを示す名称の表示を可能とすべきである。 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（平成31年3月19日閣議決定、令和元年11月27日成立、令和元年12月4日公布） 患者が適切に医薬品を服用できるよう、薬剤師に対し、調剤時に限らず、必要に応じてその後も患者の医薬品の使用状況の把握や服薬指導を行うことを義務付けるとともに、患者自身が自分に適した薬局を選択できるよう、機能別の認定制度を導入する。 ・骨太の方針2020（令和2年7月17日閣議決定） 病院と診療所の機能分化・連携等を推進しつつ、かかりつけ機能の在り方を踏まえながら、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及を進める。
	政策の達成目標	地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局（中小企業者が取得するものに限る。）に対する税制面での支援措置を行うことにより認定薬局制度を推進し、薬局の患者に対する一元的・継続的な薬物療法の提供を推進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	・令和元年度のアンケート調査結果等に基づく推定値 - 地域連携薬局（新規171件、増改設432件） - 専門医療機関連携薬局（新規7件、増改設18件） ※より詳細なニーズを把握するため、アンケート調査実施予定。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の要件としてプライバシーを確保した相談スペースを求める予定である。中小企業者の薬局が地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局を目指すにあたり、これに要する費用が負担となると考えられるため、中小企業者が開設する地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局に対する不動産取得税の軽減措置を設けることは、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定を受けようとする薬局の支援として有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—

	予算上の措置等の要求内容及び金額		「認定薬局等整備事業」（令和２年度予算額 40 百万円）において、 薬局の機能強化を推進するため、改正薬機法において新たに位置づけられた認定薬局に関して、地域における薬局と医療機関等との連携構築のための取組や、専門性を有する薬剤師を養成する学会等の取組への支援等を行う。 １）専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業 ２ 学術団体 ２）認定薬局整備支援事業 10 都道府県
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係		上記事業により薬局の機能の更なる充実・強化を図り、認定薬局の整備を進める。 また、税制措置を活用し、認定薬局の取得を支援することにより、患者に対する一元的・継続的な薬物療法の提供を推進する。
	要望の措置の妥当性		改正薬機法の趣旨を踏まえ、患者に対して一元的・継続的な薬物療法を提供するためには、患者が自身に適した機能を有する薬局を選択できるようにすることが重要である。そのためには、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の不動産取得税控除により、認定薬局の取得を含めた積極的な取組を促進することが必要であり、税制措置を設けることに妥当性がある。
ページ		5—2	

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	令和２年度税制改正においても健康サポート薬局に係る特例措置の延長と併せて要望したものであるが、認定薬局の認定要件が定まっていなかったことなどから、特例措置の対象に加えることは見送られた。 （参考 健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税の特例措置） 平成 26 年、27 年、28 年度税制改正要望。28 年度成立。30 年度延長。2 年度延長。 ・令和２年度与党税制改正大綱（令和元年 12 月 12 日自由民主党・公明党） 中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の 6 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置の適用期限を 2 年延長する。
ページ	5—3